広域水道常任委員会記録

令和７年１月３０日（木）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

１　開催日時　　令和７年１月３０日（木）

２　開催場所　　第３委員会室

３　出　席　者　　委員長　渡邊忠則　　副委員長　西郷宗範

委　員　しきだ博昭　　委　員　森　正明

委　員　斉藤たかみ　　委　員　黒川　勝

委　員　山浦英太　　委　員　押本吉司

委　員　春　孝明

４　委員外議員　　議　長　浅野文直

５　欠　席　者　　委　員　行田朝仁

６　議事説明者　　企業長　城　博俊　副企業長　山隈　隆弘　総務部長　津田　宏

浄水部長　小池　健一　建設部長　依田　一仁　担当部長　三橋　俊郎

ほか関係職員

７　事務局職員　　事務局長　池田　和弘　ほか書記５名

８　議事日程

第１　付託事件の審査

議案第１号　神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第２号　職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第３号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第４号　令和６年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第１号）

議案第５号　令和７年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第２　業務状況関係の調査

〇渡邊委員長

それでは、ただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第１「付託事件の審査」を行います。

はじめに、委員会の運営についておはかりをいたします。

委員長といたしましては、議案第 1 号から議案第 5 号までを議題とし、それぞれ当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として当局に要求した後、閉会をし、次回、2 月 4 日に再度質疑を行い、採決と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

〇渡邊委員長

ご異議がないようですので、そのように決定をさせていただきます。

これより、議案第 1 号　神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、今後の当委員会における当局の説明は、着席にて行ってください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

〇津田総務部長

それでは、右肩に 6 と記載しております、広域水道常任委員会資料（条例関係）をご覧ください。表紙の裏面、目次にございます、議案第１号、第 2 号、第 3 号について順に説明させていただきます。

１ページをご覧ください。議案第１号　神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

まず、（１）改正の趣旨でございます。

この改正条例は、水道設備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者を確保することを目的として、国が「学歴・学科要件」及び「技術上の実務経験年数」に関する関連政令を見直したことから、企業団におけるこれらの資格要件を改めるために改正を行うものです。

次に、（２）改正の内容でございます。

まず、ア．布設工事監督者の資格ですが、１点目として、①　学歴・学科要件等の追加がなされております。具体的には、これまで土木のみであったのですが、新たに機械や電気の課程を修めた方も資格要件に追加されることとなりました。

２点目として、②　技術上の実務経験年数の見直しがなされています。実務経験年数はこれまで、経験の全てが水道に関する実務経験でなければならなかったのですが、新たに水道の関連分野として、工業用水道、下水道、道路及び河川についても実務経験として認められることとなりました。ただし、実務経験年数は半分以上が水道に関するものであることが要件であります。

ページをおめくり頂き、2 ページをご覧ください。

イ．水道技術管理者の資格についてです。①　学歴・学科要件等の追加についてですが、ただいまご説明しました、第３条の布設工事監督者の資格要件の改正に伴い、水道技術管理者の「学歴、学科要件」及び「技術上の実務経験年数」に係る規定の追加及び号ずれへの対応のため、改正するものであります。その下は、新旧対照表となっております。

ページをおめくり頂き、４ページの１番下の（３）に施行期日が示しております。令和７年４月１日から施行するものです。

議案第１号については以上でございます。

○渡邊委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議案第１号について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（質疑なし）

○渡邊委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第１号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次に、議案第２号　職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

○津田総務部長

続きまして、５ページの議案第２号　職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の概要について説明いたします。

（１）改正の趣旨は、刑法の改正に伴い、罰則に関する規定を改めるため、関係条例を改正するものです。

改正する条例は、（２）のとおり、職員の分限に関する条例の一部改正、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例の一部改正、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例の一部改正の３つとなっております。

（３）改正の内容は、上記（２）に掲げる条例中の「禁こ」及び「懲役」を「拘禁刑」に改めるもので、それぞれ下の新旧対照表のとおりとなっております。

１枚おめくり頂き、６ページです。表の下（４）の施行期日でございます。こちらは令和７年６月１日としております。

議案第２号については以上でございます。

○渡邊委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議案第２号について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（質疑なし）

○渡邊委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第 2 号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

よって次回引き続き調査を行います。

次に、議案第３号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

○津田総務部長

続きまして、７ページをご覧ください。

議案第 3 号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の概要についてでございます。

（１）改正の趣旨でございます。国の人事院勧告を踏まえ、人材確保に資する処遇改善のため、これまで特定任期付職員に、特に顕著な業績を上げた場合に支給することができる業績手当がございましたが、これを廃止し、一方でボーナスを期末手当と勤勉手当から成る構成に改める改正をするものです。

対象となる条例は、（２）ア、イのとおり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例と職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。

その改正の内容は、（３）のとおり改めるものでございます。8 ページに新旧対照表を記載しております。また、表の下の（４）に施行期日が示してございます。この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第３号については以上でございます。

○渡邊委員長

以上で説明は終わりました。

それでは議案第３号について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（質疑なし）

○渡邊委員長

質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第 3 号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

よって、次回、引き続き調査を行います。

次に、議案第 4 号　令和 6 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

○津田総務部長

それでは、右肩に 7 と記載しております、広域水道常任委員会資料（令和 6 年度補正予算（第 1 号）（案）の概要）をご覧ください。

１ページをお開き頂き、補正予算の内容をご覧ください。

管路の更新や排水処理施設の耐震補強の早期実施に向けて、国の令和 6 年度補正予算の活用を図り、令和 7 年度に予算計上する事業の一部を前倒しするため、債務負担行為を補正するものでございます。

上の表をご覧ください。施設更新等整備事業に係る債務負担行為は、補正前は期間が令和 7 年度から令和 10 年度まで、そして、限度額が 95 億 600 万円であり、これは令和 6 年度当初予算で設定したものでございます。

次に、下の表をご覧ください。こちらは今回、令和 6 年度補正予算により追加される内容が記載されておりますが、具体的には、送水管の布設工事等を行う管路更新事業 116 億 6,000 万円と排水処理施設の耐震補強工事等を行う施設耐震化事業 3 億 400 万円の合計で 119 億 6,400 万円。

期間については、令和 7 年度から令和 13 年度の債務負担行為を追加するものです。

その結果、上の表の右の欄に戻っていただき、補正後の欄ですが、期間が令和 7 年度から令和 13 年度までを、限度額を補正前の 95 億 600 万円に下の表の補正分の 119 億 6,400 万円を追加して、合計 214 億 7,000 万円の債務負担行為に補正をするものでございます。

令和 6 年度補正予算（第 1 号）（案）の概要につきましては以上でございます。

○渡邊委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議案第 4 号について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（質疑なし）

〇渡邊委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第 4 号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

〇渡邊委員長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次に、議案第５号　令和７年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

津田総務部長。

〇津田総務部長

それでは、右肩に８と記載しております、広域水道常任委員会資料（令和７年度予算（案）の概要）をご覧ください。

２枚おめくり頂き、１ページの令和７年度予算（案）の概要をご覧ください。上の四角の中です。令和７年度は実施計画の最終年度であり、計画目標を達成するため、「かながわ広域水道ビジョン」に掲げる取組みの方向性に基づき、各事業を着実に実施してまいります。

その下に主な取組みを示しておりますが、この３つの取組みの方向性に沿って、それぞれ記載の内容を進めてまいります。具体については、後程ご説明いたします。

次に、令和７年度予算規模ですが、下の表の中段、青色の網掛けの支出計のとおり、前年度比で 1.2%減の約 628 億円となっております。

続きまして、２ページの令和７年度予算の特徴と料金収入・損益・累積資金の推移をご覧ください。まず、予算における主要項目の状況について、上の表でご説明いたします。表の２段目にあります、料金収入は、昨年度よりも 0.2%減の 425 億円を見込んでいますが、これは表１段目の年間供給水量の減少を受けたものです。一方で、その下の段、損益は前年度比 19.1%減の 36 億円を見込んでいます。これは、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、更新改良工事の完成に伴い、取得資産が増えたことにより、減価償却費等の増加などの支出が増えたことによるものです。

その下の段、年度末の累積資金残高は前年度より約３億円増加し、118 億円を見込んでいます。また、表最下段の企業債残高につきましては、企業債の償還が順調に進んでいるため、　前年度比 13.5%減の 431 億円と見込んでおります。

以上を踏まえた令和７年度の予算の特徴ですが、現在、企業債残高の縮減という財政運営上の改善要素もあり、現在のところ黒字基調を維持できているものの、今後、再構築事業や管路の更新など、多額の費用が必要となる施設整備が見込まれる中では、将来的には非常に厳しい財政運営が強いられると見込んでおります。

下段のグラフは、ただいまご説明した料金収入・損益・累積資金の推移でございます。令和３年度から５年間の推移を見ますと、青色の棒グラフの料金収入と緑色の折れ線グラフの累積資金がほぼ横ばいで推移する一方、オレンジ色の棒グラフの損益が令和３年度以降、おおむね減少に転じているということがお分かり頂けるかと思います。

次に３ページをお開きください。令和７年度予算における主な取組みです。

はじめに、青色の帯、ビジョンの一つ目の柱である、最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理の取組みとして、合計 128 億 1,134 万円を計上しました。なお、括弧内は前年度の予算額となります。

主な取組みとして、まず、①　施設の再構築に向けた浄水場の増強と送水管等の整備では、２つ目の矢印ですが、令和７年度は、将来の取水形態の変更に伴う、相模川への影響等を把握するため、河川調査等を実施いたします。また、5 事業者の施設整備計画の令和 9 年度着手に向け、国や関係機関との協議調整を進めてまいります。

次に、②　安定的かつ効率的な水運用と原水の確保では、10 億 6,015 万円を計上しました。

堆砂対策では、ダムと取水施設の機能維持のため、堆砂対策を継続するほか、イ　上流水利権の優先活用では、環境負荷の低減や動力費の削減等を図るため、令和 6 年 12 月に開始した、相模川上流にある沼本地点の水利権の優先活用を継続いたします。

４ページをご覧ください。③　効率的な点検と計画的な修繕・更新では、老朽化対策として 116 億 9,219 万円を計上しました。内訳ですが、ア　水処理施設等の点検修繕では 29 億 9,446 万円を計上し、施設の保全を図るため、ドローンによる点検や浄水場の電気機械設備の計画的な修繕を行います。イ　水処理施設等の更新・改良では、84 億 775 万円を計上し、施設の計画的な更新改良に取り組みます。ウ　管路の保全更新では、2 億 8,998 万円を計上し、既設管路の更新に向け、代替ルートの工事に着手します。この工事には、国庫補助金を約 5,100 万円充てる予定となっております。続きまして、④　施設の維持管理性の向上では、5,900 万円を計上し、取水施設の維持管理業務の効率化に向けた施設改良を行います。

５ページをお開きください。青色の帯、ビジョンに掲げた二つ目の柱であります、自然災害や多様なリスクの対応強化の取組みとして、合計 8 億 1,849 万円を計上しました。

主な取組みとして、ア　地震対策では、1 億 5,794 万円を計上しました。主要施設の耐震化完了に引き続き、施設全体として地震対策の強化を図るため、排水処理施設の耐震補強を進めます。なお、この取組みには国庫補助金を約 3,400 万円充てる予定としています。次に、イ　浸水対策では 6 億 1,366 万円を計上し、河川氾濫時に浸水が想定される取水施設の被害を防ぐため、防水壁等の設置を進めます。ウ　停電対策では、非常用発電機や燃料タンクの増設に向けた設計を進めます。エ　その他リスク対策では、4,689 万円を計上し、テロや降灰対策のための覆蓋化の取組みを進めるほか、サイバー攻撃に対応するための情報セキュリティ対策強化にも取組み、あわせて PFOS・PFOA 等の定期的な検査を継続して実施いたします。

続きまして、②　非常時における組織対応力の強化、応急復旧における協力体制の構築では、大規模な地震や浸水を想定したより実践的な訓練を行うとともに、相互応援協定に基づく他水道事業体との合同訓練等を実施します。

６ページをご覧ください。青色の帯、ビジョンに掲げた三つ目の柱であります、3　経営基盤強化の取組みとして合計 3,663 万円を計上しました。

主な取組みですが、①　長期的な視点に立った財政運営では、再構築や管路の更新と施設整備に向け、長期的視点に立った財政運営に努めてまいります。②　事業環境の変化に応じた事業　運営では、854 万円を計上しました。ア　脱炭素化に向けた取組みでは、CO_2排出量削減等の　ため、再生可能エネルギー由来の電力調達に継続的に取り組みます。イ　官民連携の取組み　では、大規模な施設更新などをより効率的に進めるため、DBO・DBM 等の契約手法を活用　します。その一環として、相模原浄水場排水処理施設整備事業の公告をするため、債務負担行為を設定いたします。③　人材の確保・育成では 1,550 万円を計上し、職員の能力開発や技術継承を推進するための研修を計画的に実施いたします。④　創造力活力のある職場づくりでは、1,259 万円を計上し、電子決裁の活用や、生成 AI ツールの試行・導入など、DX 推進に係る取組みを　進めます。

７ページをご覧ください。こちらは、令和７年度予定供給水量及び用水供給料金です。

まず、上の表、令和７年度における事業別の年間予定供給水量は、表の最上段、直営事業において、前年度比で 1.8%減の３億 6,582 万余立方メートルを予定しております。

減少の要因といたしましては、各構成団体水道事業者の水需要が減少傾向にあるほか、横浜市は、引き続き西谷浄水場の再整備事業のバックアップとして、企業団が供給水量を増量して対応しますが、神奈川県や横須賀市は、令和７年度の構成団体側の工事が減少する見込みであるということなどによるものであります。

また、表３段目の寒川事業においては、前年度比で 0.6%増の１億 1,941 万余立方メートルを予定しています。両事業の合計は表の下から２段目です。前年度比で 1.2%減の４億 8,524 万余立方メートルを予定しております。

次に、下段の表は、構成団体別の年間予定供給水量ですので、後程ご確認頂ければと思います。

続きまして、８ページ上段の表、事業別・構成団体別用水供給料金内訳をご覧ください。

料金収入は、まず直営事業において、表の中段の小計にございますように、先程説明した供給水量の減に伴い、前年度比で 0.3%減の 356 億 6,138 万余円を予定しております。

次に、寒川事業においては、表の下から４段目の小計にございますように、前年度比で 0.2%増の 68 億 7,293 万余円を予定しています。

両事業の合計では、表の最下段、前年度比で 0.2%減の 425 億 3,432 万余円を予定しております。

下のグラフですが、こちらは企業団からの供給水量の推移を示しております。

次に、９ページをお開き頂き、収益的収支をご覧ください。こちらは 10 ページの表を用いて説明させていただきます。

表の最上段、青色の網掛け、収益的収入は、用水供給料金が減となりますが、長期前受金戻入の増などにより、前年度比 994 万円余円増の 462 億 5,424 万余円を予定しております。

次に、青色の網掛けの 2 段目の収益的支出は、前年度比で 2.1%増の 417 億 2,857 万余円を予定しております。これを大別しますと、職員費が 36 億 2,574 万余円。その下の段、物件費その他が 192 億 5,224 万余円。少し下がりまして、減価償却費等で 168 億 5,014 万円。その下の段、支払い利息等が 6 億 4,060 万余円となっております。

主な増減項目ですが、職員費が給与改定等により、前年度比 2 億 538 万余円の増。物件費その他が前年度比 4 億 315 万余円の増となっています。これは、物件費その他の内訳をご覧頂きたいのですが、委託料や修繕費が増加となることから、4 億 315 万円の増となったものでございます。また、表中段から少し下にございます減価償却費等は、工事の完成に伴う取得資産の増加により、前年度比 4 億 5,733 万余円の増となっています。その下、支払い利息等は、企業債の償還が着実に進んでいることにより、前年度比 1 億 5,465 万余円の減となっております。その結果、表最下段の青色の網掛け、損益は前年度比 8 億 5,364 万余円減益となる 36 億 733 万余円の利益を見込んでおります。

続きまして、11 ページをご覧ください。11 から 12 ページにかけて、主な収益的支出の推移を示しております。

まず、11 ページをご覧ください。上段の表は給与費の推移であり、近年は給与改定等を見込んだことにより増加傾向となっています。

下の表は職員数の推移ですが、まず、この表の 1 番下の会計年度任用職員等の項目がありますが、こちらは 1 番左の令和 3 年度の 62 名から年々減少しております。

一方で、その 2 行上の青色の網掛けの合計の人数をご覧ください。こちらは常勤職員の推移を示しておりますが、常勤職員は、令和 3 年度の 355 名から年々増加しています。

これは、この間、企業団では 65 歳以上の OB 職員を定数外の会計年度任用職員として引き続き任用してきましたが、今後の再構築等の大規模事業に備え、70 歳の雇用満了のタイミングで、会計年度職員を新たに雇うのではなく、条例定数の範囲内で常勤職員を採用しているためでございます。

常勤職員と会計年度任用職員等の合計人数は、大きくは増加しておりません。

次に、12 ページ下段のグラフ、減価償却費と支払い利息の推移をご覧ください。

施設の老朽化が進行したことに伴い、資産の減価償却が進んだことで、黄色とオレンジ色の棒グラフは、緩やかな減少から横ばい傾向となっております。加えて、水色で示している支払い利息も、拡張事業の財源とした企業債の償還が進んだことにより減少傾向となっております。

一方で上段のグラフは、物件費その他の推移を示しておりますが、費用全体が増加傾向にあることがお分かり頂けるかと思います。

上下のグラフを合わせてみますと、減価償却費と支払い利息の横ばい減少傾向によって、財政状況の改善要素はあるものの、水の生産に必要なコストの増加が、それを打ち消す形となっており、引き続き厳しい財政状況であることがお分かり頂けるかと思います。

続きまして、13 ページをお開き頂き、資本的収支をご覧ください。

下段の表を用いて説明いたします。表最上段、青色の網掛け、資本的収入は前年度比 2.5%減の 35 億 2,649 万余円を予定しております。内訳としましては、企業債 34 億 4,000 万円が国庫補助金 8,499 万余円となっております。

表中段の青色の網掛け、資本的支出は前年度比 7.3%減の 210 億 7,210 万余円で、その内訳としましては、受託建設費が 150 万円、一般建設改良費が 106 億 8,559 万余円、投資有価証券購入費が 2 億円、企業債償還金が 101 億 6,093 万余円、国庫補助金返還金が 2,406 万余円となっております。

その結果、表最下段の資本的収支差額は 175 億 4561 万円の不足となりましたが、この不足額は損益勘定留保資金などにより補填いたします。

続きまして、14 ページ上段の表では、資本的支出のうち、一般建設改良費について、事業費と財源とに分けて前年度と比較したものでございますので、後程ご確認ください。

下段のグラフは、企業債の未償還残高の推移を示したものです。水色の棒グラフで示しました、相模川水系建設事業の財源として借入れた企業債の償還が進んだことで、未償還残高の全体が着実に減少しているということがお分かり頂けると思います。

15 ページをお開き頂き、資金収支をご覧ください。表の下から 2 段目、資金収支内訳の当年度計は 2 億 4,970 万余円の増加を予定しています。

これを踏まえ、表最下段、令和 7 年度予算における累積資金残高は、前年度比で 2 億 4,970 万余円の増となり、117 億 6,173 万余円を見込んでいます。下段のその他については、ご覧のとおりですので、後程ご確認ください。

16 ページをご覧ください。16 ページは、ビジョン及び実施計画と予算の関係。そして 17 ページには、5 事業者の「施設整備計画」について、それぞれ参考としてお示ししておりますので、後程ご確認ください。

令和 7 年度予算（案）の概要につきましては、以上でございます。

〇渡邊委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議案第 5 号について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

斉藤委員。

〇斉藤委員

それでは、質問させていただきたいと思います。

ただいま令和 7 年度予算における主な取組みについてご説明がありました。

その中で、自然災害や多様なリスクへの対応強化の取組みとして、8 億 1,849 万円が計上されております。

先般、私どももこの県外調査で視察をさせていただきましたが、この取水堰の漏水事故に関連して伺いたいと思います。

企業団の取水堰も同様の構造であるかと思いますが、施設事故のリスクを考えると、例えば両岸で取水をしてリスクを分散したほうが良いようにも感じておりますが、そのようにしなかった理由があれば伺いたいと思います。

○渡邊委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

取水堰を取り入れた後の導水施設等の設置に関してですけれども、まず導水施設の建設にあたりましては、浄水場の位置やまとまった土地があるかなどを踏まえて、場所の選定を行っております。

例えば、社家ポンプ場につきましては、国が策定した宮ヶ瀬ダム計画で、取水地点は相模川の三川合流点よりも下流と定められていましたので、綾瀬浄水場の位置やまとまった土地が確保できる場所を検討して今の場所を選定したという経緯があります。

また、両岸で取水すると同じように、導水施設の沈砂池やポンプ場を設けることになるため、その分、建設費用は増加してしまうということがございます。

なお、企業団の場合には2水系運用が可能になっているため、社家地点で取水できない場合でも飯泉地点から取水して綾瀬浄水場まで導水することができます。また、同じように飯泉地点で取水できない状況が発生した場合でも社家地点から取水して導水することができます。

12 月からは沼本地点からの取水も可能になったということで、リスク分散は図られていると考えております。

なお、飯泉・社家取水施設ともに、明治用水頭首工の事故の後、点検を実施して施設の健全性には問題ないと判断しております。以上です。

○渡邊委員長

斉藤委員。

○斎藤委員

はい、ご答弁を頂きました。

リスク分散を図られているというご答弁でありますけれども、それともう1点確認をしたいところであります。

これは今後の施設整備と運用管理の取組みについても関係してくるとは思うんですが、沼本地点での上流取水は、環境や財政だけでなく、施設事故のリスクの点からも効果はあるかと思いますが、今後、上流取水の拡大を検討するにあたって、どの程度の水量を上流側に持っていくことを検討するのか。また、その際には沼本地点の施設整備が必要になるのか、あわせてお伺いをいたします。

○渡邊委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

5事業者の「施設整備計画」に示す上流沼本地点における、さらなる取水増量のパターンでは、令和37年度時点の西長沢浄水場の日平均供給水量程度として、約52万立方メートルを

想定しております。

施設整備に関しては、沼本地点の新たな施設整備は必要ないということになっております。今回許可を頂いた 14.2 万トンのときと同じように、その分下流からの取水を減量することで、ポンプアップのための動力費及び CO_2排出量のさらなる削減、水質事故リスクの低減効果を得ることができます。

このように、上流移設によって得られる効果は非常に大きいということから、その実現に向けて、５事業者だけでなく、県行政も含めて合意形成に向けた整理を行ってまいりたいと思っております。

そのため、安定取水の実現性、渇水リスク、環境に与える影響などを調査し、河川管理者、漁業及び農業関係者、流域市町との協議・調整などが必要になることから、長期間を見据えた取り組みになると思っております。以上です。

○渡邊委員長

斉藤委員。

○斎藤委員

ご答弁を頂いたうえで要望させていただきたいんですけれども、両岸で取水することについては検討の結果、土地の問題やコストの面で厳しいこと、上流取水の優先的利用については費用がかからず、大きな効果が得られることは理解をいたしました。

施設事故のリスク軽減からも上流取水の拡大は有効なものだと考えておりますので、関係者との合意形成に積極的に努めていただき、可能な限り早期に上流水の受水の拡大を実現していただくよう要望させていただき、私からの質問を終わります。

○渡邊委員長

しきだ委員。

○しきだ委員

５ページ及び６ページのところに記載がありますけれども、自然災害事故等の対応やリスクへの対策ということ、それからもう１点が、事業環境の変化に応じた事業運営ということで、前年度と比べて大幅に減額の予算が計上されておりますけれども、確認の意味で質問しますが、これは大きな事業が一区切りついたとか、そういったことによる減額といった計上なのか。その辺について、念のため確認させていただければというふうに思います。

今、災害や危機管理の対応というのは極めて喫緊の課題だという認識の中で、こういったところが減額されていることについて、確認をさせてもらいたいと。脱炭素についても同様です。

○渡邊委員長

織田事業計画課長。

○織田事業計画課長

自然災害の多様なリスクへの対応強化の取組みが、昨年度 31 億円であったものが、令和８年度に大幅に減少している理由でございますけれども、令和６年度は、停電対策に係る相模原ポンプ場の非常用発電設備の更新増強工事として、工事費を約 27 億円計上しておりましたが、

令和７年度においては、そのような大規模な工事費用の計上の予定がないことから、減少しております。

停電対策のほか地震対策として、先程説明でもありました排水処理の耐震化に今後取り組んでいくということで、今後、４浄水場の排水処理の耐震化に重点的に取り組んでいくとともに、浸水対策では河川氾濫時に取水施設の浸水被害を防止するため、現在、防水壁の設置を進めています。

さらに、テロや降灰対策として、浄水施設の覆蓋化に向けた設計を進めるなど、自然災害対策への取組みを進めているところでございます。

○渡邊委員長

村山浄水課長。

○村山浄水課長

事業環境の変化に向けた事業運営につきましても、額が昨年１億 9,602 万円から今年度は 854 万円ということで、これにつきましては、まず予算資料での説明ですけれども、前年度は、予算案の概要では、②事業環境変化に応じた事業運営として、１億 9,000 万円余りを計上しておりましたが、金額としては、すべてイ　官民連携の取組みに関わるものでございました。

なお、脱炭素に向けた取組みは重要な取組みでありますので、ゼロ予算ではございますが、企業団としての令和６年度の取組みの方向性を記述してきたような状況でございます。

令和７年度につきましては、脱炭素に向けた取組みについて、企業団の「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づきまして、小雀ポンプ場ほか３か所の電力を再生可能エネルギー由来の電力導入に係る費用として計上しているような状況でございます。

その関係で金額的に下がったという形になってございます。以上です。

○渡邊委員長

黒川委員。

○黒川委員

11 ページの職員数の推移というところで、損益勘定職員と資本勘定職員、その下に再任用短期時間勤務職員と会計年度任用職員等とありますが、先程の議案第３号のところに出てくる、いわゆる特定任期付職員と一般職の任期付職員というのは同じことなのかもしれないんですけれども、いろいろな職員の種類が出てくるので、少し整理して教えていただきたい。

この特定任期付職員というのは、どこの区分の中に含まれるのかということも。

○渡邊委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

まず、特定任期付職員が、この 11 ページの表の損益勘定職員になるのか、資本勘定職員に含まれるのかというご質問ですけれども、損益勘定職員のほうに特定任期付職員のほうは含まれております。

それから、企業団が現在抱えている特定任期付職員の人数ですが、１名になってございます。

○渡邊委員長

黒川委員。

○黒川委員

条例定数は 400 人ということになっていて、現状 380 人ということですが、これは少ない人数で一生懸命頑張っているというような評価なのか。それとも、もっと採用したいんだけれども、応募がなくて足りないということなのか。その辺り、人数的に充足しているのかということも含めて、少しコメント頂けますか。

○渡邊委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

職員定数につきましては、このビジョン・実施計画が策定された令和3年度に見直しをさせていただきまして、その当時も、条例定数は400人ということになってございました。

現在のビジョン・実施計画を策定していくに当たって、今後は、再構築事業であるとか、管路整備といったものが増えていくということで、当然、人員についても増というところを考えてございましたけれども、いろいろな業務改善を前提として、現状の 400 人の職員定数でやっていけるのではないかということで、現在、内部的な人員計画の中では 400 名の人員定数でやっていくということで、定数のほうは記載してございません。

現状、400人の職員定数のうち正規職員は380人程度ですが、これは事業量に応じて、現在、令和 13 年や 14 年ぐらいが事業量のピークで、あとは横ばいと見込んでございます。それに向けて、職員の方を採用しているところでございます。以上です。

○渡邊委員長

森委員。

○森委員

先程のしきだ委員からの質問にも関連するんですけれども、今回、テレビを見ていますと、埼玉県や市の方が道路が陥没して、大変な状況になっています。

特に、今回の議案1号でもお示しがありましたけれども、その資格の変更に伴って、今までは、学歴が学科・要件を変更し、水道の関連分野ということで、工業用水道あるいは下水道、また道路及び河川まで広げるという流れになっていく中で、特に、公共道路の利用ということは、もちろん道路を使えることもそうでしょうし、その下には、上水が入っているところもあれば、ガスも入ったりしているというところで、特に、ここの皆様たちが置かれている状況の中で、そういうことを考えてやらなければいけないというのが、問われているところだと思いますけども、その点についてお考えや、例えばそういう事例がある、危険性がある、あるいは今までそういうことに関わってきた、といったような事例があれば、お伝えをしていただければと思います。

○渡邊委員長

依田建設部長。

〇依田建設部長

今回の埼玉県での事故を踏まえてということですけども、企業団の導送水管に関しては、結構浅い位置に埋設されているものもございます。

特に、市管理のそばで工事を実施する場合に関しましては、近接協議というものをお願いしながら、双方で情報交換して工事を進めているという状況です。

相模川水系建設事業が終了して以降、管路の工事が発生していませんので、今までは企業団の施設に与える影響を中心に近接協議というものは行ってきましたけども、これからは企業団が管路工事をスタートし始めますので、企業団の方も逆に相手の施設に考慮しながら色々な工事を進めていかなければいけないと思っております。

特に今、道路下というのは様々な管が埋設されており、なかなか布設できる場所というのも限られてきているというのがございますので、そういう点も踏まえまして、これから 10 数年ぶりにまた管路工事が始まるということで、職員の知見もほとんどないという状況のなかで、勉強しながら進めていくというような状況にあります。以上です。

〇渡邊委員長

森委員。

〇森委員

今ご説明ありましたけれども、経験がないということは、もちろん理解できるところであるんですけれども、やはり今回の事故も踏まえてみると、大事な人の命や財産というものが関わってくるわけですから、そこのところは、改革に伴って新しい事業を進めるにあたって、慎重にやっていかないと。言葉はどうか分かりませんけれども、笑われないように、しっかりやっていくということを、皆様方も肝に銘じていただいて、経験値の部分についてもさらに加えていくということを実行していかないといけないのかなということを思ったものですから、一言質問と自分の意見を述べさせていただきました。以上です。

〇渡邊委員長

春委員。

〇春委員

ご説明ありがとうございました。

私のほうからは、資料の 5 ページ、その他のリスク対策についてお伺いしたいと思います。

その中でも、やはり多くのサイバー攻撃が、全国的に増加しているなか、令和 7 年度予算案でサイバーセキュリティ監視体制の構築が挙げられていますけれども、具体的に何を導入し、どの程度の防御能力向上が期待できるのか。また、どのレベルの脅威に対して対処できるのかについて、見解と対応をお伺いしたいと思います。

また、運用後の効果測定をどのように実施して、結果をどのような頻度で公表していくのか、そこについてもお伺いしたいと思います。

〇渡邊委員長

山口デジタル推進課長。

○山口デジタル推進課長

これまで情報セキュリティについても、ウイルス対策ソフトやファイアウォールといったものを導入してまいりました。この運用監視につきましては、企業団内部の情報セキュリティ担当が直接行っていましたが、今回資料に記載のある SOC という仕組みを導入していきます。

サイバー攻撃の複雑化・高度化に合わせて、ツールの運用監視についても、高度なスキルや経験などが必要になっておりますので、セキュリティの専門家ではない内部の職員だけでの対応は、非常に難しくなってきております。

また、ランサムウェアをはじめとする現在のサイバー攻撃は、一度侵入を許すと被害が大きくなる傾向が強いため、迅速な対応を求められています。

こうしたことから、企業団の情報セキュリティツールの運用監視を 24 時間 365 日体制で、先程お話ししました SOC というセキュリティのプロチームに令和 7 年度から委託しようとしております。

SOC は、対応できる脅威レベルを直接的に向上させるということではなく、脅威レベルに関わらずサイバー攻撃を受けた際に、夜間・休日等の職員が不在の場合でも直ちに問題を検知して迅速な初動対応をするということが図れるというもので、そういった意味で防衛・防御能力を向上させます。

従いまして、サイバー攻撃を受けていない平常時においては、直ちに目に見えた効果が出るというわけではないため、効果測定自体は難しいですが、SOC は、先程申し上げたとおり、万が一サイバー攻撃によって侵入された際に、迅速な対応が図れるというところで、被害を最小限に食い止めることができるものというふうに考えております。

結果の公表につきましては、国から「情報の共有公表ガイドライン」が発出されておりまして、万が一企業団がサイバー攻撃を受けた際には、このガイドラインに沿って、流出した恐れのある情報の重要度、構成団体からの二次感染といった被害のおそれがある場合や社会的なインパクトの大きさといった三つの要素を考慮した上で、公表の要否、時期を判断していくことを考えております。以上でございます。

○渡邊委員長

春委員。

○春委員

そうしますと、サイバーセキュリティの監視体制導入後、実際の事案が発生するということでありますが、今のご答弁ですと、この SOC の構築については、職員が不在のときに活躍するといった体制だということだと思いますけれども、やはりサイバー攻撃はいついかなるとき発生するか分かりませんので、この今職員がいる時間帯についても、サイバー攻撃があるかもしれないと思いますけれども、そのようなサイバー攻撃を受けたときに、サイバー攻撃に対する職員の訓練体制も必要かなというふうに考えますけれども、その辺はどう対応していくか、見解を教えてください。

○渡邊委員長

山口デジタル推進課長。

○山口デジタル推進課長

SOC のメンバーもそうですが、企業団と連携する形で、一応訓練につきましては、情報セキュリティポリシーに定めてあります。

今の段階では、セキュリティ担当者が、国や研修機関が実施する訓練に参加している状況です。全職員に対しては、情報セキュリティに関する研修や標的型メールなどの訓練を実施しております。

しかしながら、複雑化・高度化するサイバー攻撃に対しては、職員全体のセキュリティ意識をさらに向上させることが非常に重要かと思います。引き続き研修計画をしっかりと策定し、セキュリティ意識向上に向けた取組みを進めてまいります。以上でございます。

○渡邊委員長

春委員。

○春委員

ありがとうございました。

やはりこの初期対応が非常に大事になってきますけれども、そのときの職員の行動一つですべて無駄になってしまうというようなことも十分考えられます。研修体制もしっかりと策定していらっしゃるということでありますので、引き続き十分な強化体制を図っていただければと思います。私からは以上です。

○渡邊委員長

質疑、ご意見は他にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第５号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次に、日程第２「業務状況関係」の調査を行います。

おはかりいたします。

委員長といたしましては、業務状況関係について当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として、当局に要求した後、閉会をし、次回２月４日に再度質疑を行いたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議ないようですので、そのように決定をさせていただきます。

それでは当局の説明をお願いいたします。

小池浄水部長。

○小池浄水部長

それでは、右上に 9 と記載がございます、広域水道常任委員会資料（業務状況関係）をご覧ください。

１枚おめくり頂きまして、目次をご覧ください。

１　令和６年度第３四半期における供給水量の実績等につきましては、私、浄水部長から、２　実施計画の取組みと、３　５事業者による水道システム再構築の取組みについては、依田建設部長から、４　企業団の給与改定の状況については、津田総務部長からそれぞれ分担して説明させていただきます。

それでは１ページの上段、（１）供給水量の実績をご覧ください。令和６年度の予算供給水量は４億 9,115 万余立方メートルであります。このうち第３四半期までの供給水量は３億 7,330 万余立方メートルを見込んでおりましたが、その実績は 1.1%減の３億 6,936 万余立方メートルとなっております。

構成団体での工事による企業団からの供給水量の増量が当初の見込みよりも少なかったことなどから、全体では減となったものでございます。令和６年度第３四半期までの構成団体別の供給水量の実績は次の表のとおりでございます。ご確認頂ければと思います。

次に、（２）水源水質管理業務の実績でございます。企業団及び構成団体が共同設置しました広域水質管理センターは、第３四半期までに、「水源水質検査実施計画」に基づきまして、延べ 244 か所、また、かび臭監視強化等のため、計画外で延べ 10 か所の採水水質検査を実施いたしました。第３四半期までの水源水質情報に基づく水源臨時調査事例は 34 件で、センターは関係機関と連携をして一元的に対応いたしました。

また、５事業者の水質業務のさらなる効率化及び職員の技術力向上を目的といたしまして、５事業者の放射性物質の検査業務、水源水質合同調査、水源水質業務研修などを、令和７年４月から新たな共同事業として、このセンターで実施することとしております。

次に２ページをお開きください。

（３）有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の対応についてでございます。

PFOS・PFOA は、泡消火剤やテフロン材の原料などとして有機フッ素化合物の中で広く使用されていた物質で、自然環境中では分解されにくいため、健康影響について懸念されており、「水質管理目標設定項目」として、水道水の暫定目標値が合計で水道水１リットル当たり 50 ナノグラムに設定されております。

去年では、原水について飯泉・社家・西長沢の３か所の浄水場につきましては、各浄水場から送水しております、吉沢・西谷・末吉・大田和調整池の４か所の給水地点におきまして、PFOS・PFOA の水質検査を年４回実施しております。今年度実施した検査は全て不検出でございました。

PFOS 等が検出された場合には、粉末活性炭注入あるいは水源切替などの対策を講じると共に、構成団体に情報提供をした上、原水・浄水などの臨時検査を実施することとしております。

PFOS 等の水質検査につきましては、水質年報として取りまとめ、以前より企業団ウェブサイトで掲載・公表してきましたが、より迅速に情報発信するため、令和６年 11 月から各検査後速やかにウェブサイトに結果を公表しております。

次に（４）洪水時における危機管理対策の実績をご覧ください。

横浜地方気象台から飯泉及び社家の両取水管理事務所の所在地域に対して、降雨に関する注意報または警報が発せられた場合や、堰への流入量等に応じて、下段の表に示す３つの区分の洪水警戒体制によりまして、洪水に備えております。

警戒態勢に応じて職員を増員配置し、警報車による河川巡視や堰ゲート操作、関係機関との連絡など、安全・安定的に取水ための堰の管理を行っております。

令和６年度第３四半期までの洪水警戒体制配備の実績は、下の表のとおりとなっておりますので、ご確認頂ければと思います。私からの説明は以上でございます。

○渡邊委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

３ページをご覧ください。実施計画の取組みについてご説明します。

（１）令和６年度主要工事等について、実施計画に掲げた施策のうち、主に水道施設の整備面においては、「施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新」及び「自然災害や事故に備えた対策」に取り組んでいます。

令和６年度主要工事等一覧表に主な工事件名と完成時期を記載しておりますので、後程ご確認していただければと思います。

また、参考として現在実施している主な工事の概要を記載しております。

参考１　耐震化の進捗についてです。主要施設の耐震化が令和５年度末に全て完了したことから、令和６年度からは４浄水場の排水処理施設の耐震化に重点的に取り組みます。

また、令和６年１月に発生した能登半島地震では、浄水場や基幹管路等の重要施設の機能損失により被害が長期化しました。これを受け、国土交通省は、災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向け、上下水道システムの重要施設を急所施設と位置づけ、これらを含め、上下水道一体で耐震化を推進するための上下水道耐震化計画を策定するよう、上下水道事業者へ要請しました。これを受けて、企業団では令和７年１月に「上下水道耐震化計画」を策定しています。

今後は、この耐震化計画に基づき、令和６年度から 10 年度を計画期間とし、４浄水場の排水処理施設の耐震化、老朽化した基幹管路の更新に合わせた管路の耐震化を進めていきます。

参考２　導水ポンプ速度制御装置更新工事の状況についてです。酒匂川及び相模川から取水した原水は、浄水場へ導水するためにポンプを使用しており、日々変動する水需要に柔軟に対応できるよう、ポンプには送り出す水量をコントロールする速度制御装置を設置しています。

この速度制御装置により、ポンプの運転に必要な電力を調整でき、省エネにつながりますが、既に更新時期を迎えていること、また、この速度制御装置は、現在でも古い方式となるため、今後、部品供給が困難になる見込みです。現在、飯泉、社家及び相模原ポンプ場の速度制御装置の更新を実施しており、より効率的で維持管理性も向上する新設備への切替えを順次行っています。

参考３　相模原ポンプ場導水ポンプ整備等更新工事の状況についてです。

相模原ポンプ場は、飯泉及び社家地点から取水された原水を相模原及び西長沢浄水場に導水するための基幹施設です。

停電等により、相模原ポンプ場の導水ポンプが停止した場合、構成団体水道事業者へ与える影響は甚大なものとなります。しかし、相模原ポンプ場の導水ポンプは容量が大きく、ポンプを稼働させるには、大規模な発電供給が必要になることから、最低限必要となる場内の保安電力確保に限定した非常用発電設備を設置していました。

今回、導水ポンプの更新と併せて新たに非常用発電設備を設置するにあたり、民間の技術力等を期待できる設計・施工一括発注方式を採用しました。

その結果、４台設置してある導水ポンプのうち１台を稼働させることができる非常用発電機を導入することが可能となり、現在、４台目の導水ポンプの更新と非常用発電機の設置を進めています。

５ページをお開きください。３　５事業者による水道システム再構築の取組みについてです。

（１）水道システム再構築についてです。５事業者は、水需要の減少、施設の老朽化、多様化・激甚化する自然災害への対応など、共通する課題の解決に向けて、「水道システム再構築」の取組みを進めています。

「水道システムの再構築」については、令和６年５月に施設整備の具体的な内容や費用などを明確にした、５事業者の「施設整備計画」を策定し、現在、施設整備の詳細検討及び令和９年度からの着手に向けた準備を進めています。ページ中央に５事業者の水道システムの再構築の概要を示しています。後程ご確認ください。

（２）上流取水の優先的利用に向けた取組みについてです。上流取水の優先的利用は脱炭素化、停電による減断水リスクや水質事事故リスクの低減を目的としており、上流（沼本地点）の　未利用水利権の活用や、段階的に下流の寒川地点からの取水を減量し、中流及び上流の社家・沼本地点から優先的に取水する取組みです。

ア　上流（沼本地点）の未利用水利権の活用。上流取水の優先的利用の取組みの第一歩として、令和６年 12 月２日から上流の沼本地点の未利用水利権の活用を開始しました。

これは川崎市が先行的に行った浄水場の統廃合により、未利用となっていた沼本地点の水利権を企業団が活用し、その代わりに酒匂川下流の飯泉地点からの取水を減らすものです。

６ページに上流の未利用水利権の活用の概要を示しています。図の右上に西長沢浄水場があります。従来、この西長沢浄水場には、図の左下にある酒匂川の飯泉地点から２段階でポンプアップして導水しておりましたが、この水量の一部、１日最大 14 万 2000 立方メートル分を図の左上の沼本地点から自然流下で西長沢浄水場まで導水できるようになったため、その分、エネルギー効率のよい運用が可能となっています。

この取組みによる脱炭素化等の効果は、CO_2排出量としては最大約 8,000 トン、年間動力費としても年間最大約４億 6,000 万円の削減が見込まれます。

なお、沼本地点から西長沢浄水場間は、川崎市と所有の導水施設を利用しているため、今回の取組みに伴う新たな施設整備は行っておりません。

イ　宮ヶ瀬ダム開発水を社家地点で利用。宮ヶ瀬ダム開発水のうち、暫定的に寒川地点から取水している水量の一部を宮ヶ瀬ダム計画の開発地点である社家地点で取水します。

これは、小雀浄水場が廃止となり、伊勢原及び相模原浄水場増強後の令和 22 年度から開始する予定です。

取水形態の変更により、河川流量の変化、河川環境への影響を伴うことから、河川管理者や漁業者、農業者などの関係者と合意形成を図ったうえで進めていく必要があるため、今年度下期から 5 事業者で流況解析や有識者会議を実施し、河川流量の見える化などに取り組んでいきます。

ウ　上流（沼本地点）の活用（更なる取水増量）。未利用水利権の活用、宮ヶ瀬ダム開発水の社家地点での需要に加え、さらに沼本地点から優先的に取水することができれば、より CO_2 排出量や動力費の削減などを図ることが可能となるため、実現に向けた検討を進めています。

私からの説明は以上です。

○渡邊委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

続きまして、7 ページをご覧ください。

４　企業団の給与改定の状況についてご説明いたします。

（１）企業職員の給与についてでございますが、地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」を条例で定めることとなっております。

私ども企業職員の給与については、地方公営企業法に基づき、「給与の種類と基準」を「給与条例」で定め、金額などの詳細事項は、労働組合との団体交渉を踏まえて、企業管理規程で定めております。

次に、（２）企業団の給与改定状況についてでございますが、企業団の給与条例では、「職員の給与については、生計費、同一又は類似の職種の神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の職員並びに民間企業の従事者の給与、経営の状況その他の事情を考慮して定める。」と規定しております。

企業団におきましては、令和 6 年度人事院勧告及び構成団体人事委員会の勧告状況を踏まえて労働組合と交渉し、内容については、真ん中の細い表でございますが、給料表及び期末勤勉手当につきましては、国の人事院勧告のとおり改定するものとし、地域手当に関しては、現行の支給率である 12.5％を改定しないことで、労使妥結をしております。

その下は参考に、人事院勧告及び構成団体の人事委員会勧告の状況をお示ししたものですので、ご確認ください。業務状況関係については以上でございます。

○渡邊委員長

以上で業務状況関係の説明が終わりました。

それでは、日程第 2 について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（質疑なし）

○渡邊委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

日程第 2 については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次回の委員会は、２月４日午後２時から当委員会室にて開催をいたします。

なお、開催通知につきましては、ただいまご出席の皆様には省略をさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

広域水道常任委員会記録

令和７年２月４日（火）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

1　開催日時　　令和７年２月４日（火）

2　開催場所　　第３委員会室

3　出　席　者　　委員長　渡　邊　忠　則　　副委員長　西　郷　宗　範

委　員　しきだ　博　昭　　委　員　森　　正　明

委　員　斉　藤　たかみ　　委　員　黒　川　　勝

委　員　行　田　朝　仁　　委　員　山　浦　英　太

委　員　押　本　吉　司　　委　員　春　　孝　明

4　委員外議員　　議　長　浅　野　文　直

5　議事説明者　　企　業　長　城　　博俊　副企業長　山隈　隆弘　総務部長　津田　宏

浄水部長　小池　健一　　建設部長　依田　一仁　担当部長　三橋　俊郎

ほか関係職員

6　事務局職員　　事務局長　池田　和弘　ほか書記５名

7　議事日程

第１　付託事件の審査

議案第１号　神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第２号　職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第３号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第４号　令和６年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第１号）

議案第５号　令和７年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第２　業務状況関係の調査

○渡邊委員長

ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより、日程第１「付託事件の審査」及び日程第２「業務状況関係の調査」を行います。

はじめに、委員会の運営についておはかりいたします。

委員長といたしましては、前回に引き続き、日程第１及び日程第２について一括して質疑を行い、日程第１「付託事件の審査」について採決を行うというように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議ないようですので、そのように決定をさせていただきます。

それでは、前回、説明がありました日程第１及び日程第２について、質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言願います。

（質疑なし）

○渡邊委員長

質疑、ご意見は他にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

これより日程第１「付託事件の審査」について採決を行いたいと思います。

おはかりいたします。

採決の方法については、挙手採決でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

ご異議ないと認め、これより採決をいたします。採決は区分して行います。

まず、議案第１号　神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○渡邊委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第２号　職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○渡邊委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第３号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○渡邊委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第４号　令和６年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○渡邊委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第５号　令和７年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○渡邊委員長

総員挙手により認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第２「業務状況関係の調査」についておはかりいたします。

日程第２については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにいたしたいと思いますので、議長あて申し出ることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡邊委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本委員会の「審査結果報告書」及び「閉会中継続調査申出書」の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。